

「デジタル技術の活用による地域活性化検討調査委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

本市では2020年頃をピークに人口減少に転じると見込まれています。また、2046年頃まで65歳以上の高齢者人口は増加し、ピーク時には人口の約35%を占めるとみられています。

今後、生産年齢人口の減少がより一層進むことで、個人市民税の減収、固定資産税の減収により2020年以降をピークに税収は減少し、一方、社会保障経費の増加や、老朽化が進む公共施設の建替え更新への対応などにより、本市の財政状況は一層厳しさが増すと見込まれています。

一方、インターネットの普及に伴う情報革命やオンラインショッピングの普及、交通網の再編による人・モノの流れの変化、地球環境問題に対する意識の高まり、物の所有から体験への価値観の変化など、地域社会を取り巻く社会環境や価値観が大きく変容しており、それに伴い、地域自治体に対するニーズも大きく変わりつつあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、不要なコンタクトを避ける新しい生活スタイルへの対応、サービス産業を中心とする地域経済の維持支援と再建、都心集中を見直し郊外住宅の再評価と職住近接の就業スタイルに合わせた地域価値の創造など、アフターコロナ社会を見据えた、行政の新たな戦略的対応が求められています。

こうしたなか、市民生活、経済活動、行政サービス、都市など社会におけるデジタル化は、これら多くの課題の解決、需要創出や経済の活性化、地域価値の創造に必要なかつ最も有効な手段であると考えられており、基礎自治体として進めるべき具体的な方策や計画の見える化が求められています。

そこで、本調査の目的は、デジタル技術の活用に関し、市民および行政の意識醸成・行動促進の動機づけに向け、地域課題等のニーズに対応したソリューションの整理やモデル実証に向けた検討、庁内の導入促進に向けた支援を行うものです。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

デジタル技術の活用による地域活性化検討調査委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（政策局政策課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に記載されていること（事業所の所在地は不問）
- イ 種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」を登録していること（登録順位は不問）
- ウ 過去5年間（平成28年度（4月1日始期）から令和2年度（4月1日始期））に『国、都道府県、政令市、独立行政法人、地方独立行政法人のいずれかにおける、複数の地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用に係る検討業務』の実績を有すること
- エ 過去5年間（平成28年度（4月1日始期）から令和2年度（4月1日始期））に『国、都道府県、政令市、独立行政法人、地方独立行政法人のいずれかにおける、都市OSおよび連携サービスに関する調査検討業務』の実績を有すること
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- カ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- ク 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- コ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和2年4月13日）の規定による指名停止を受けていないこと
- サ デジタル技術の活用による地域活性化検討調査の完了まで、業務を履行できること

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「デジタル技術の活用による地域活性化検討調査委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- イ 実施方針が的確で、業務説明資料との整合が取れているか。
- ウ 導入効果や実現可能性の高いソリューションについて、具体的なモデル地区を想定した詳細な検討（特に事業収支モデルと他地区への展開の検討）をする際の留意点を示すとともに、有効な解決手法を、その理由と合わせて、提案できているか。

- エ 庁内におけるデジタルソリューションの導入促進に向けた支援（相談対応）をする際の留意点を示すとともに、有効な解決手法を、その理由と合わせて、提案できているか。
- オ 業務内容を正確に理解しているか。
- カ 取組意欲が感じられるか。
- キ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

8 事務局

横浜市政策局政策課 久堀、酒井

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2010

プロポーザル実施スケジュール

